

美濃加茂市都市計画道路見直し方針（案）に関する パブリックコメント（意見募集）結果

1 目的

都市計画道路は、都市基盤を支える最も重要な都市施設であり、土地利用計画とともに都市生活を支える根幹的役割を担っています。しかしながら、都市計画決定から50年以上が経過し、未着手となっている都市計画道路があり、建築制限が課された状態が継続しています。

長期未着手の道路計画や市内道路網の見直し方針（案）について、市民の皆さまから意見を募集しました。

2 実施期間

令和3年3月1日（月）～ 同月22日（月）

3 周知方法

- （1）広報みのかも（3月号）に「美濃加茂市都市計画道路見直し方針（案）についてご意見を募集します」と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- （2）市ホームページに「都市計画道路見直しについて」と題して概要とあわせて周知
- （3）美濃加茂市建設水道部都市計画課にて計画案（本編・概要版）の閲覧を実施

4 意見の提出結果

* 意見提出者数 1人

* 意見提出件数 1件（紙文書1件）

5 提出されたご意見と市の考え方

以下のとおり。意見内容に沿って回答します。

<p>意見内容</p>	<p>このたびの都市計画道路見直しは、意義があるものと考えます。</p> <p>長期にわたり都市計画制限がかかっている路線の廃止等、必要な変更措置がとられています。こうした見直し業務は大変な時間・労力を要しますが、都市計画行政には重要な業務と思います。この大変な業務にたずさわってくださった皆様に感謝したいと思います。</p> <p>都市計画行政は、市民に関心をもち理解されなければ進展しません。どうか市民の理解と協力が得られますよう、なお一層の努力をお願いします。</p>
<p>意見に対する市の考え方</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。また、本見直し業務に対してご理解をいただきお礼申し上げます。</p> <p>ご意見に対する市の考え方を回答いたします。</p> <p>都市計画道路の見直しに関しては、道路（道）には、都市計画法で定められた計画道路、道路法上の国道、県道、市道や建築基準法上の建築制限に関連する道路、その他、農道、林道、法定外道路などがございます。</p> <p>いずれも道路としてそれぞれ名称が設定されていますが、法律によって名称が異なる道路もあり分かりづらく、都市計画法における道路計画について、これまでPR不足もあり皆さまに十分に周知されていないと認識しております。</p> <p>今回、見直し方針を策定いたしますので、市民の皆さまに分かりやすい概要パンフレット等の作成や、道路計画の廃止や変更に当たっては、地元関係者の皆さまに説明会を開催し、少しでも分かりやすい資料をご提示いたします。</p> <p>長期未着手となっている路線や区間などの変更に当たっては、市民や事業者の皆さまに周知させていただく予定ですので、よろしくご意見申し上げます。</p>